

(別添)



令和7年度輸入食品監視指導計画  
に基づく監視指導結果

中間報告

令和7年12月  
厚生労働省健康・生活衛生局

## 令和7年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

### 1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、令和7年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っています。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、令和7年4月から同年9月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参考：「輸入食品監視業務～輸入食品の安全を守るために～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)



## 2. 令和7年度における輸入食品監視指導計画の概要

### ① 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### ② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

### ③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（今年度の計画：約100,000件）
- 検査命令<sup>※2</sup>
- 包括的輸入禁止措置<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の輸入や販売を禁止する措置

### ④ 輸出国における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化及び輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

### ⑤ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

### 3. 令和7年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【 】内は昨年度同期間の数値

令和7年4月から同年9月までの輸入届出の件数は、1,279,314 件【1,248,232 件】、重量は 11,712 千トン【11,696 千トン】であった。

これに対し、108,862 件【104,714 件】の検査（モニタリング検査 25,732 件【27,075 件】、検査命令 36,394 件【34,338 件】、自主検査 45,796 件【43,963 件】等の合計から重複を除いた数値）を実施し、359 件【374 件】で法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた（表1）。

条文別の違反件数は、法第 13 条違反（食品の成分規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が 252 件と最も多く、次いで法第 6 条違反（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）が 76 件、法第 12 条違反（指定外添加物の使用）が 26 件、法第 18 条違反（器具又は容器包装の規格等）が 7 件、法第 10 条違反（食肉の衛生証明書の不添付）及び法第 68 条違反（おもちゃ等への準用規定）が 0 件であった（表2）。

モニタリング検査は、25,732 件（計画件数延べ 100,010 件に対し 60,325 件（実施率：約 60%））を実施し、このうち 71 件（延べ 71 件）に法違反が確認され、回収等の措置を講じた（表3）。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等と同種の食品等について、法違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を引き上げて検査し（表4）、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる場合には、検査命令の対象として輸入の都度、検査を実施し、監視体制の強化を図った（表5）。

検査命令は、令和7年9月30日時点で、全輸出国が対象の4品目及び40の国・地域が対象の126品目を対象としており、36,394 件（延べ 48,620 件）を実施し、このうち 82 件（延べ 82 件）に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた（表6）。

海外情報等に基づく緊急対応として、リストリア・モノサイトゲネス汚染のおそれのあるフランス産ナチュラルチーズについて積み戻し等の措置を講じた（表7）。

表1 輸入届出・検査・違反状況(令和7年4月～令和7年9月:速報値)

届出件数 <sup>1</sup> (件)	輸入重量 <sup>1</sup> (千トン)	検査件数 <sup>2</sup> (件)	割合 <sup>3</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>3</sup> (%)
1,279,314	11,712	108,862 (36,394 <sup>4</sup> )	8.5	359	0.03
(前年度実績)					
1,248,232	11,696	104,714	8.4	374	0.03

1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず

2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

3 届出件数に対する割合

4 検査命令に係る数値

表2 条文別違反状況(令和7年4月～令和7年9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	76 (延数) 76 (実数)	20.3%	アーモンド、ごまの種子、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等からのアフラトキシンの検出、亜麻の種子等からのシアン化合物の検出、ブランデーからのメタノールの検出、米、小麦、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	0 (延数) 0 (実数)	0.0%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	26 (延数) 26 (実数)	6.9%	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、サイクラミン酸、パテントブルーV、フイトナジオン、ヨウ素化塩、ヨウ素酸カリウム)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	266 (延数) 252 (実数)	70.9%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、二酸化硫黄、プロピレンジリコール等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	7 (延数) 7 (実数)	1.9%	材質別規格等の違反
第68条 (おもちゃ等への準用規定)	0 (延数) 0 (実数)	0.0%	おもちゃの規格違反
総計	(延数) <sup>1</sup> (実数) <sup>2</sup>	375 359	

1 検査項目別の件数

2 届出別の件数(1件は第6条違反及び第13条違反、1件は第12条違反及び第13条違反)

表3 モニタリング検査実施状況(令和7年4月～令和7年9月:速報値)

食品群	検査項目 <sup>1</sup>	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,118	1,077	1
	残留農薬	2,118	1,044	0
	添加物	238	245	0
	病原微生物	657	362	0
	成分規格等	685	343	0
	放射線照射	29	23	0
	SRM除去	-	274	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	1,876	1,092	0
	残留農薬	1,487	1,194	0
	添加物	1,157	959	0
	病原微生物	3,703	2,131	0
	成分規格等	2,057	1,289	3
	カビ毒	-	8	0
	放射線照射	-	1	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,177	1,281	1
	残留農薬	1,458	1,124	0
	添加物	297	144	1
	病原微生物	1,194	1,017	0
	成分規格等	414	268	0
	遺伝子組換え食品	59	18	0
	放射線照射	64	29	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,604	2,726	0
	残留農薬	3,063	2,700	0
	添加物	1,504	1,755	0
	病原微生物	4,717	3,359	0
	成分規格等	3,997	2,372	8
	カビ毒	-	12	0
	放射線照射	-	24	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,918	2,183	0
	残留農薬	10,386	5,162	27
	添加物	923	633	0
	病原微生物	2,032	1,676	0
	成分規格等	205	178	0
	カビ毒	2,147	1,270	3
	遺伝子組換え食品	383	200	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	放射線照射	119	94	0
	抗菌性物質等	717	586	0
	残留農薬	5,811	4,743	7
	添加物	3,533	3,367	0
	病原微生物	2,988	1,686	0
	成分規格等	3,367	2,363	11
	カビ毒	4,182	2,053	2
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	遺伝子組換え食品	510	310	0
	放射線照射	458	270	1
	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	775	793	0
	添加物	4,001	2,342	3
	成分規格等	1,196	456	2
	カビ毒	1,196	767	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	遺伝子組換え食品	-	19	0
	放射線照射	-	3	0
	残留農薬	418	256	0
	添加物	1,045	695	0
	成分規格等	447	293	1
	カビ毒	118	62	0
	添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,462	992
総 計(延数)		100,010 <sup>2</sup>	60,325 <sup>3</sup> 実施率約60%	71 <sup>3</sup>

表中の数値は延数

1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ビレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ぼい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。)、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等)
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

3 届出別の件数(実数)は実施件数25,732件、違反件数71件

表4 モニタリング検査強化品目<sup>1</sup>(令和7年4月～令和7年9月:速報)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	アスパラガス	イソプロカルブ プロメトリン
	いちご	パクロブトラゾール
	キンツァイ(芹菜)	テブコナゾール
	さといも	クロルピリホス
	白きくらげ	イミダクロプリド
	スッポン	ドキシサイクリン
	にんにく	チアメトキサム
	ねぎ	アトラジン シフルトレリン チアメトキサム
	葉にんにく	プロシミドン
	ピーマン	エトキサゾール
	ヒラタケ	プロシミドン
	ブルーベリー	テブコナゾール
	ほうれんそう	インドキサカルブ
	ポルチーニ	ペルメトリン
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	クロルピリホス ヘキサコナゾール
	やまもも	ジフェノコナゾール
	養殖鰻	エンロフロキサシン
	緑豆	チアメトキサム
	レッドペッパー及びチリペッパー	総アフラトキシン
	レモン	ミクロブタニル
ベトナム	赤とうがらし	シプロコナゾール
	きだちとうがらし	イソカルボホス エトキサゾール
	トゲウナギ	エンロフロキサシン
	ドリアン	プロシミドン
	パッションフルーツ	ピラクロストロビン
	バナナ	アセタミブリド ピラクロストロビン ペルメトリン
	落花生	総アフラトキシン
	ワニ肉	ドキシサイクリン
タイ	アカシア	インドキサカルブ
	アカワケギ(アカシャロット)	ハロキシホップ

対象国・地域	対象品目	検査項目
タイ	マンゴー	ジフェノコナゾール
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	ジニコナゾール プロピコナゾール
	ライギョ	エンロフロキサシン
	緑豆	チアメトキサム
インド	カシューナッツ	クロルペリホス
	カレーリーフ	フェントエート
	ナツメグ	総アフラトキシン
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン
	ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘	ヘキサコナゾール モノクロトホス
イタリア	エンダイブ	エトフェンブロックス
	とうもろこし	総アフラトキシン
	ポルチーニ	ヘキサコナゾール ペルメトリン
メキシコ	アボカド	ボスカリド
	コーヒー豆	ピペロニルブトキシド
	セロリ	クロルペリホス
	ブルーベリー	フロニカミド
カナダ	落花生	総アフラトキシン
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
	レンズ豆	2, 4 - ジクロロフェノキシ酢酸
インドネシア	カカオ豆	2, 4 - ジクロロフェノキシ酢酸
	コーヒー豆	イソプロカルブ
オーストラリア	トリュフ	アルドリン及びディルドリン
		ヘプタクロル
ガーナ	カカオ豆	デルタメトリン及びトラロメトリン
	落花生	総アフラトキシン
韓国	赤とうがらし	プロピコナゾール
	エゴマ	パクロブトラゾール
カンボジア	バナナ	ジノテフラン
		ピラクロストロビン
ブラジル	いんげん豆	総アフラトキシン
	ブラジルナッツ	総アフラトキシン
フランス	乾燥いちじく	総アフラトキシン
	レンズ豆	ピペロニルブトキシド
ペルー	ぶどう	モノクロトホス
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	トリフロキシストロビン
エクアドル	カカオ豆	ジウロン
オーストリア	ポルチーニ	ペルメトリン
オランダ	いちご	ブピリメート
カザフスタン	レンズ豆	2, 4 - ジクロロフェノキシ酢酸
スペイン	アーモンド	総アフラトキシン

対象国・地域	対象品目	検査項目
スリランカ	ナツメグ	総アフラトキシン
ナイジェリア	ごまの種子	イミダクロプリド
ネパール	ナツメグ	総アフラトキシン
パキスタン	ごまの種子	総アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アトラジン
バングラデシュ	落花生	総アフラトキシン
フィリピン	バナナ	シペルメトリン
ボリビア	ごまの種子	ハロキシホップ
南アフリカ共和国	落花生	総アフラトキシン
ミャンマー	赤とうがらし	トリアゾホス
ラオス	ハトムギ	総アフラトキシン
ルーマニア	ボルチーニ	ペルメトリン

1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く

表5 検査命令へ移行した品目(令和7年4月～令和7年9月:速報)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	いちご	ブピリメート
	ごまの種子	総アフラトキシン
	だいこん類の根	チアメトキサム
	もろこし	総アフラトキシン
	赤とうがらし、花椒、ごまの種子、落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
インド	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	アムラ	モノクロトホス
	ケツルアズキ( <i>Vigna mungo</i> )	総アフラトキシン
ベトナム	落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	リュウガン(ロンガン)の実	トリシクラゾール
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
アフガニスタン	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン
イタリア	くりを含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
インドネシア	赤とうがらし、落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
タンザニア	落花生	総アフラトキシン
フィリピン	そば	総アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和7年4月～令和7年9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (4品目)	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	202	5
中国 (33品目)	いちご、くわい( <i>Sagittaria trifolia</i> )、そば、だいこん類の根、たまねぎ、にんじん、ブロッコリー、ほうれんそう、菜の花	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアメトキサム、テブコナゾール、パクロブトラゾール、ハロキシホップ、ブリリメート、プロシミドン、メピコートクロリド)	19,948	14
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	4,477	0
	乾燥くこの実、ごまの種子、チリペッパー、ひまわりの種子、もろこし、落花生	総アフラトキシン	2,378	7
	スッポン、養殖鰐	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキソリニック酸、スルファジミジン)	1,321	0
	加工食品	サイクラミン酸	572	0
ベトナム (17品目)	えび、カエル、かわはぎ、養殖えび	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、ドキシサイクリン、フラゾリドン)	10,199	4
	赤とうがらし、きだちとうがらし、ドリアン、にんじん、レイシ(ライチ)	残留農薬(エトキサゾール、トリシクラゾール、プロシミドン、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール)	355	2
	食品	総アフラトキシン	58	0
	加工食品	サイクラミン酸	28	0
インド (16品目)	養殖えび	残留動物用医薬品等(フラゾリドン)	1,077	2
	ケツルアズキ( <i>Vigna mungo</i> )、そば、チリペッパー、トウジンビエ( <i>Pennisetum glaucum</i> )、落花生	総アフラトキシン	114	1
	おくら、ひよこ豆	残留農薬(クロルピリホス、テブコナゾール)	49	3
タイ (15品目)	アカシア、アカワケギ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、トリアゾホス、ハロキシホップ、プロシミドン、プロピコナゾール)	648	3
	ハトムギ、チリペッパー、落花生	総アフラトキシン	63	0
韓国 (11品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	1,294	0
	青とうがらし、まくわうり、ミニトマト	残留農薬(クロルフェナビル、フルキンコナゾール)	35	0
	養殖ひらめ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン)	4	0
米国 (11品目)	アーモンド、乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生	総アフラトキシン	3,235	24
フィリピン (7品目)	バナナ、マンゴー	残留農薬(クロルピリホス、フィプロニル、フェントエート)	122	0
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	51	0
	落花生	総アフラトキシン	11	0
その他(33カ国、総69品目)			2,379	17
総計(延数) <sup>1</sup> (実数) <sup>2</sup>			48,620 36,394	82 82

<sup>1</sup> 検査項目別の件数<sup>2</sup> 届出別の件数

表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(令和7年4月～令和7年9月:速報)

強化月	対象国・地域	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
8月	フランス	ナチュラルチーズ (リストリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	フランスにおいて、リストリア・モノサイトゲネスが検出されたナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。 また、特定の製造者が製造した対象食品が輸入届出された場合には、自主検査を実施するよう措置を講じた。

## (参考)主な用語説明

用語	説明
アゾルビン	指定外添加物(着色料)
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって產生されるかび毒 このうち、アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の4種の合計を総アフラトキシンとしている
アセタミブリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アルドリン及びディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
イソカルボホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イマザリル	農薬(殺菌剤、防かび剤)
イミダクロブリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エトキサゾール	農薬(オキサゾリン環を有する殺虫剤)
エトフェンプロックス	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルペリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺菌剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが產生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアノ化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアノ配糖体などのシアノ関連化合物)
ジウロン	農薬(フェニルウレア系除草剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジノテフラン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリル	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ドキシサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系合成抗菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系殺菌剤)
トリフロキシストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤、漂白剤、保存料)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって產生される)
パテントブルーV	指定外添加物(着色料)
ハロキシホップ	農薬(アリルオキシプロピオン酸エステル系除草剤)
ピベロニルブトキシド	農薬(殺虫剤)
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)

用語	説明
フィトナジオン	指定外添加物(強化剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
ブピリメート	農薬(殺菌剤)
フラソリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
フロニカミド	農薬(ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロビコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロビレンギリコール	添加物(軟化剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ヘブタクロル	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ボスカリド	農薬(アミド系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
ミクロブタニル	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
メピコートクロリド	農薬(ヘテロ系植物成長調整剤)
モノクロトホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ヨウ素化塩	指定外添加物(強化剤)
ヨウ素酸カリウム	指定外添加物(強化剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)	指定外添加物(酸化防止剤)